

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和5年1月5日認可した。

令和5年1月17日

香川県知事 池 田 豊 人

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
観音寺市栗井土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）常次下地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）本庄地区
観音寺市柞田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）下出2号地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）皿井地区